

南房総市中継施設整備及び運営事業

実施方針

令和6年9月

南房総市

目 次

I 特定事業の選定に関する事項	1
II 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
III 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	10
IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	11
V 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	12
VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	13
VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	14
VIII その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	15
別紙1 計画地案内図	16
別紙2 事業スキーム図.....	17
別紙3 予想されるリスク及び本市と事業者のリスク分担表.....	19

実施方針で用いる用語を以下のとおり定義する。

本市	: 南房総市をいう。
本事業	: 中継施設整備及び運営事業をいう。
整備	: 本施設の設計及び建設（計画地の造成を含む）をいう。
運営	: 本施設の運営（運転、維持管理、補修、可燃ごみの運搬、SPCを設立する場合は、SPC経営等を含む）をいう。
特定事業の選定	: 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条に規定されている事項。本事業においては、PFI事業に準じたDBO方式を採用することから、これにより実施することが適切であると公共施設等の管理者等が認める事業を選定することをいう。
提案書類	: 要求水準書を基に入札参加者が本市へ提出する本施設の整備・運営に関する提案図書をいう。
新焼却施設	: 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、鋸南町及び本市の7自治体で実施している第2期君津地域広域廃棄物処理事業により整備される新たな焼却施設をいう。
可燃ごみ中継施設	: 本市から発生する可燃ごみ等をコンパクト・コンテナに積替え、脱着装置付コンテナ運搬車により新焼却施設までの運搬中継を可能とするための施設をいう。現行の循環型社会形成推進交付金制度における「廃棄物運搬中継施設」として整備を行うものである。
資源化施設	: 本市から発生する不燃・金物類・小型家電製品、空きびん・ガラス・せともの、粗大ごみ、空き缶、ペットボトル、紙・布類、プラスチック製容器包装、その他プラスチックを選別・圧縮・保管する施設をいう。現行の循環型社会形成推進交付金制度における「マテリアルリサイクル推進施設」として整備を行うものである。
計量棟	: 本施設に搬入されるごみ等の計量及び持込ごみの料金収受を行う施設をいう。
管理棟	: 事務室、研修室、会議室、休憩室、更衣室等、本市が本施設を管理するための施設をいう。
外構施設等	: 構内道路、構内排水設備、防災調整池、植栽、駐車場、洗車棟、門囲障等をいう。
本施設	: 本事業において整備する可燃ごみ中継施設、資源化施設、計量棟、管理棟、外構施設等を総称していう。
DBO方式	: Design（設計）、Build（建設）、Operate（運営）を民間事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
SPC	: 選定された入札参加者の構成企業が本事業の運営を実施するために株主として出資し設立する特別目的会社（Special-Purpose-Company）をいう。
事業者	: 本市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された入札参加者の構成企業及びSPCを設立する場合は、SPCで構成される。
設計・建設企業	: 事業者のうち本施設の設計及び建設を行う者をいう。
運営企業	: 事業者のうち本施設の運営（資源化施設及び計量棟を除く）を行う者をいう。
運搬企業	: 事業者のうち可燃ごみ等の運搬を行う者をいう。
入札参加者	: 本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
構成企業	: 入札参加者を構成する企業をいう。
代表企業	: 入札参加者を代表する企業をいう。SPCを設立する場合は、SPCの最大出資者となる。
構成員	: SPCを設立する場合は、構成企業のうち、SPCに出資を行う企業をいう。
協力企業	: SPCを設立する場合は、構成企業のうち、SPCに出資を行わない企業をいう。
基本協定	: 市と落札者が、事業契約締結のために必要とする権利、義務及び手続きについて定めるものをいう。
基本契約	: 事業者が本事業を一括で発注するために、本市と事業者で締結する契約をいう。
建設工事請負契約	: 本事業における整備の実施のために、基本契約に基づき、本市と設計・建設企業が締結する契約をいう。
運営委託契約	: 本事業における運営の実施のために、基本契約に基づき、本市と運営企業（SPCを設立する場合はSPC）及び運搬企業が締結する契約をいう。
特定事業契約	: 基本契約、建設工事請負契約及び運営委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
モニタリング	: 運営企業（SPCを設立する場合はSPC）が実施する整備及び運営の実施状況について、本市が行う本事業の監視をいう。

I 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

南房総市中継施設整備及び運営事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設（廃棄物中継施設及びマテリアルリサイクル推進施設）

(3) 公共施設等の管理者

南房総市長 石井 裕

(4) 事業目的

本市では、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、鋸南町及び本市の7自治体で実施している第2期君津地域広域廃棄物処理事業により新たな焼却施設の建設を推進している。

本事業は、本市及び鋸南町で発生する可燃ごみ等を効率的かつ確実に新焼却施設に運搬を行うことを目的に、可燃ごみ中継施設の整備及び運営、住民等が自ら搬入する一般廃棄物の受入、資源ごみ・粗大ごみ等の可燃ごみ以外の一般廃棄物を選別・圧縮・保管・貯留するため整備する資源化施設の整備を行うものである。

併せて、本事業において、本市が本施設の整備及び運営の業務を民間事業者に一括かつ長期的に委ねることにより、民間事業者が創意工夫をし、本施設の市財政負担の縮減及び公共サービスの水準の向上を図ることを目的とする。

(5) 本施設の概要

表1 本施設の概要

計画地	建設予定地	千葉県南房総市検儀谷地先
	敷地面積	約 14,000 m ²
可燃ごみ中継施設	処理対象物：可燃ごみ（家庭系及び事業系） 中継方式：コンパクト・コンテナ方式 施設規模：圧縮・積替設備 63t/日 可燃ごみ破碎能力 8.2t/日 （うち 5.0t/日以上は破碎機による処理とする） 運搬中継方法：コンテナ運搬車による運搬中継	
資源化施設	処理対象物：不燃・金物類・小型家電製品、空きびん・ガラス・せともの、粗大ごみ、空き缶、ペットボトル、紙・布類、プラスチック製容器包装、その他プラスチック 施設規模：空き缶選別・圧縮設備 1.1t/日 蛍光灯破碎機 各種ストックヤード	

(イ) 管理運営業務

- ① 可燃ごみ中継施設の運転管理業務
- ② 可燃ごみ中継施設の維持管理業務
- ③ 可燃ごみ中継施設的环境管理業務
- ④ 可燃ごみ中継施設の物品・用役調達業務
- ⑤ 可燃ごみ中継施設からの搬出管理業務（中継可燃ごみの運搬業務を含む）
- ⑥ 可燃ごみ中継施設の情報管理業務
- ⑦ その他関連業務（敷地全体の植栽管理、可燃ごみ中継施設の清掃業務・安全管理、警備等）

カ 本市が行う業務

(ア) 設計・建設に関する業務

- ① 近隣同意の取得、近隣対応（本市が行うべきもの）
- ② 一般廃棄物処理施設の設置届出
- ③ 循環型社会形成推進交付金申請手続き
- ④ 事業者が行う本施設の設計及び施工の監理
- ⑤ その他これらを実施するうえで必要な業務

(イ) 管理運営に関する業務

- ① ごみの収集、運搬及び搬入
- ② 計量棟における受付・計量業務（自己搬入ごみの料金徴収を含む）
- ③ 資源化施設の運転管理
- ④ 資源化施設の維持管理業務
- ⑤ 資源化施設的环境管理業務
- ⑥ 資源化施設の物品・用役調達業務
- ⑦ 資源化施設からの搬出管理（資源物等の売却先の選定を含む）
- ⑧ 危険物・有害物・適正処理困難物の処分
- ⑨ 資源化施設の情報管理
- ⑩ 事業者が行う施設運営のモニタリング
- ⑪ その他関連業務（計量棟・資源化施設の清掃業務・安全管理、警備等）

キ 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

(ア) 本施設の整備に係る対価

本市は、本施設の設計業務及び建設業務に係る対価について、施設整備費として設計・建設企業に支払う。支払いは、基本的に出来高に応じて支払うものとする。

(イ) 本施設の運営に係る対価

本市は、運営企業（SPCを設立する場合は、SPC）が実施する本施設の運営業務に係る対価を、委託料として運営期間にわたって事業者（SPCを設立する場合は、

SPC)に支払う。

委託料は、固定料金と変動料金（ごみの搬入量等に応じて変動）で構成されるものとする。なお、委託料は、物価変動による改定をすることができるものとする。

ク 本市が申請を予定している交付金について

本市は、本事業の実施に関して、交付金の申請を予定している。交付金の申請等の手続きは本市において行うが、設計・建設企業は申請手続きに必要な書類の作成等について本市を支援するものとする。

(7) 関係法令等の遵守

本市及び事業者は、本事業を実施するに当たり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という）をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 特定事業の選定及び公表に関する事項

(1) 選定基準

本事業をPFI法に準ずる事業として実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担の縮減を期待できる場合、又は本市の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。なお、本事業は令和5年12月25日に特定事業として選定済みである。

(2) 選定方法

本市の財政負担見込額の算定に当たっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。また、公共サービスの水準については、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保したうえで定性的な評価を行う。

(3) 選定結果の公表

本市は、特定事業の選定を行ったときは、その判断の結果を評価の内容と合わせ、速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにしたときも、同様に公表する。なお、選定結果の公表は、公告の手続きをもって行う。

II 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

本市は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の募集及び選定は、総合評価一般競争入札方式により行う予定である。

2 事業者の募集及び選定の手順

(1) 事業者の募集・選定スケジュール（予定）

本事業における事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

表3 募集・選定スケジュール（予定）

令和6年9月9日（月）	実施方針の公表
令和6年10月 中旬	入札公告（入札説明書等の公表）
令和6年10月 中旬	入札説明書等に対する質問の受付（第1回）
令和6年11月 上旬	入札説明書等に対する質問回答の公表（第1回）
令和6年11月 上旬	参加表明書、参加資格審査申請書類受付
令和6年11月 中旬	参加資格審査結果の通知
令和6年11月 上旬	入札説明書等に対する質問の受付（第2回）
令和6年11月 下旬	入札説明書等に対する質問回答の公表（第2回）
令和6年12月 中旬	提案書の受付
令和7年1月 中旬	プレゼンテーション及びヒアリング、入札書の受付・開札
令和7年1月 下旬	落札者の決定及び公表
令和7年1月 下旬	基本協定の締結
令和7年2月 中旬	特定事業契約の仮契約の締結
令和7年3月 下旬	特定事業契約の本契約の締結

(2) 応募手続き等

ア 現地見学の実施

本事業への参加を希望する事業者（法人に限る）は、事前に建設予定地を見学することができる。現地見学を希望する事業者は、次のとおり申し込むこととする。

なお、現地見学では建設予定地に関する説明のみを行い、質問は受け付けない。

(ア) 見学可能日

見学可能日は、令和6年9月17日（火）から令和6年9月20日（金）とし、希望する日程を事前に本市と調整すること。

(イ) 見学可能時間

上記（ア）に示す期間のうち、午前9時から正午、午後1時から午後4時が見学可能な時間となる。時間についても事前に本市と調整すること。

(ウ) 見学申込先

○事務局：南房総市 建設環境部 環境保全課 施設係

〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木 28 番地

○電子メールアドレス：kankyo@city.minamiboso.lg.jp

○電話番号：0470-33-1053

ア 入札公告（入札説明書等の公表）

令和6年10月中旬に入札説明書、要求水準書、特定事業契約書（案）、落札者決定基準及び様式集を公表し、入札公告を行う。

イ 入札説明書等の公表以降の手続きについて

入札説明書等の公表以降の手続きについては、入札説明書において提示する。

3 入札参加者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

ア 入札参加者は、設計・建設企業、運営企業を含む複数の企業のグループにより構成されるものとし、次の（ア）及び（イ）に掲げる要件を満たすものとする。

（ア）入札参加者は、本市との交渉窓口となる構成企業1社を「代表企業」として定める。

なお、「代表企業」は、本施設のうち、可燃ごみ中継施設のプラント設備の建設を担当する設計・建設企業とする。

（イ）入札参加者の構成企業は、本事業の設計業務、建設業務又は運営業務を行う企業から構成されるものとする。なお、SPCを設立する場合は、SPCに出資する構成員及びSPCに出資しない協力企業とし、構成員のみで入札参加者を構成することも可能とする。

イ 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議の上、これを決定する。

ウ SPCを設立する場合は、仮契約締結時までにSPCを本市内において設立するものとする。なお、本施設の供用開始後において、本市がそれを認める場合に限りSPCの本店を本施設に移転登記することを認めるものとする。

エ SPCを設立する場合は、入札参加者の構成企業以外の者のSPCへの出資は認めない。また、代表企業の出資比率は出資者の中で最大とする。

オ 入札参加者は、参加表明書及び参加資格審査申請書類の提出時に構成企業を明らかにするとともに、それぞれの企業が本事業の遂行上果たす役割等を明らかにしなければならない。

カ 入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできない。なお、本市が事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

キ SPCを設立する場合は、SPCに出資する全ての企業は特定事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たすものとする。

ア 共通の要件

- (ア) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (イ) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- (ウ) 構成企業の役割に応じて、令和6・7年度南房総市入札参加資格を有していること。

イ 設計・建設企業の個別の要件

設計・建設企業は1社として、次の全ての要件を満たすものとする。

- (ア) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (イ) 地方公共団体のごみ中継施設について、ごみ中継施設の元請けでの設計業務実績を有すること。
- (ウ) 建設業法第3条第1項の規定による機械器具設置工事又は清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
- (エ) 建設業法に規定する機械器具設置工事又は清掃施設工事について南房総市建設工事等入札参加業者資格者名簿にA等級で格付けされていること。
- (オ) 地方公共団体のごみ中継施設について、ごみ中継施設（コンパクト・コンテナ方式）の元請けでの建設実績を有すること。

ウ 運営企業の個別の要件

運営企業は、次の（ア）の共通の要件を満たすものとする。なお、可燃ごみ中継施設の運営を担当する運営企業については（イ）①、②の要件を満たすものとし、可燃ごみの運搬を担当する運営企業については（イ）③の要件を満たすものとする。

（ア）運営企業の共通の要件

- ① すべての運営企業は、廃掃法に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していること。
- ② すべての運営企業は、本施設の運営に当たり、事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

（イ）運営企業の個別の要件

- ① 可燃ごみ中継施設の運営を担当する運営企業にあつては、本施設と同一または類似した処理方式の施設の運転経験を有する技術者を管理運営業務に係る運転責任者として、本施設の試運転開始までに配置し、管理運営開始後1年以上配置できること。
- ② 可燃ごみ中継施設の運営を担当する運営企業にあつては、地方公共団体のごみ中継施設についての元請けでの運営実績（DBO方式又はPFI方式による事業の場合は、当該事業のSPCからの元請けでの運営実績も含む。）を有すること。

- ③ 可燃ごみの運搬を担当する運営企業にあっては、本市及び運営企業（SPCを設立する場合は、本市及びSPC）と契約するものとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条（一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準）第1項に規定する要件を満たし、かつ当該要件を書面等で証明することができること。

（3）入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- イ 南房総市工事等請負契約等に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止措置を受けている者
- ウ 清算中の株式会社である企業については、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者
- エ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本工事の提案書類提出日前6か月以内に手形又は小切手を不渡りした者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- カ PFI法第9条に定める規定に該当する者
- キ 最近1年間の法人税、法人事業税、消費税、地方税等を滞納している者
- ク 本事業に係る支援事業に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所並びにこれらと資本面及び人事面において関連のある者（資本面において関連のある者とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者若しくは当該企業が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、人事面において関連がある者とは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）
- ケ 本事業の南房総市中継施設建設運営事業総合評価入札審査会（以下、「入札審査会」という。）の委員及びその者と資本面及び人事面において関連がある者
- コ 暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者

（4）参加資格の確認

参加資格の確認基準日は、参加表明書受付期限日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

4 審査及び選定に関する事項

（1）事業提案内容の審査

事業提案の審査は、入札審査会において行う。

(2) 審査の手順及び方法

ア 参加資格審査

本市は、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について、入札参加資格要件の具備を確認し、参加資格審査結果を入札参加者に通知する。

イ 入札書類審査

あらかじめ設定した「落札者決定基準」に従い、入札審査会において総合評価により入札書類の審査を行い、最優秀提案を選定し、本市に提言する。

ウ 審査事項

審査事項は、入札公告時に公表する「落札者決定基準」に示すとおりとする。

エ 審査結果

本市は入札審査会の提言を受けて落札者を決定し、審査結果及び選定結果を公表する。

Ⅲ 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の整備及び運営の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

2 予想されるリスクと責任分担

予想されるリスク及び本市と事業者の責任分担は、原則として別紙3に定めるとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、特定事業契約に定めるものとする。なお、詳細は入札公告時に示す。

3 事業の実施状況のモニタリング

本市は、事業者が実施する本施設の整備及び運営について、モニタリングを行う。モニタリングの方法、内容等については、特定事業契約に定める。なお、詳細は入札公告時に示す。

V 特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1 係争事由に係る基本的な考え方

特定事業契約の解釈について疑義が生じた場合、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

2 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、千葉地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとるものとする。

1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、特定事業契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかったときは、本市は特定事業契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化し、その結果特定事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は特定事業契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により本市が特定事業契約を解除した場合、事業者は本市に生じた損害を賠償しなければならない。

2 本市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は特定事業契約を解除することができる。
- (2) 前号の規定により事業者が特定事業契約を解除した場合、本市は事業者に生じた損害を賠償する。

3 当事者の責めに帰すべきことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他本市又は事業者の責め帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、本市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。

- (1) 整備期間において、一定の期間内に協議が整わない場合、本市は相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。その場合、運営委託契約についても解除することができる。
- (2) 運営期間において、本市及び事業者は、それぞれの相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、運営委託契約を解除することができる。

4 その他

事業の継続が困難となった場合、措置の詳細は特定事業契約に定める。

VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

本市は、P F I 法に規定する法制上及び税制上の措置の支援を予定していない。

2 その他の支援

国等が実施する法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援を事業者が受けられる場合、本市は、受けることができるよう努める。

Ⅷ その他特定事業の実施に関し必要な事項

1 議会の議決

本市は、本事業の実施にあたり令和6年9月の本市議会において、継続費及び債務負担行為の議決を得る予定である。また、特定事業契約の締結に当たっては、令和7年3月（予定）の本市議会において議決を得る予定である。

2 情報提供

情報提供は、適宜、本市のホームページにおいて行う。

3 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

4 実施方針に関する問い合わせ先

本実施方針に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

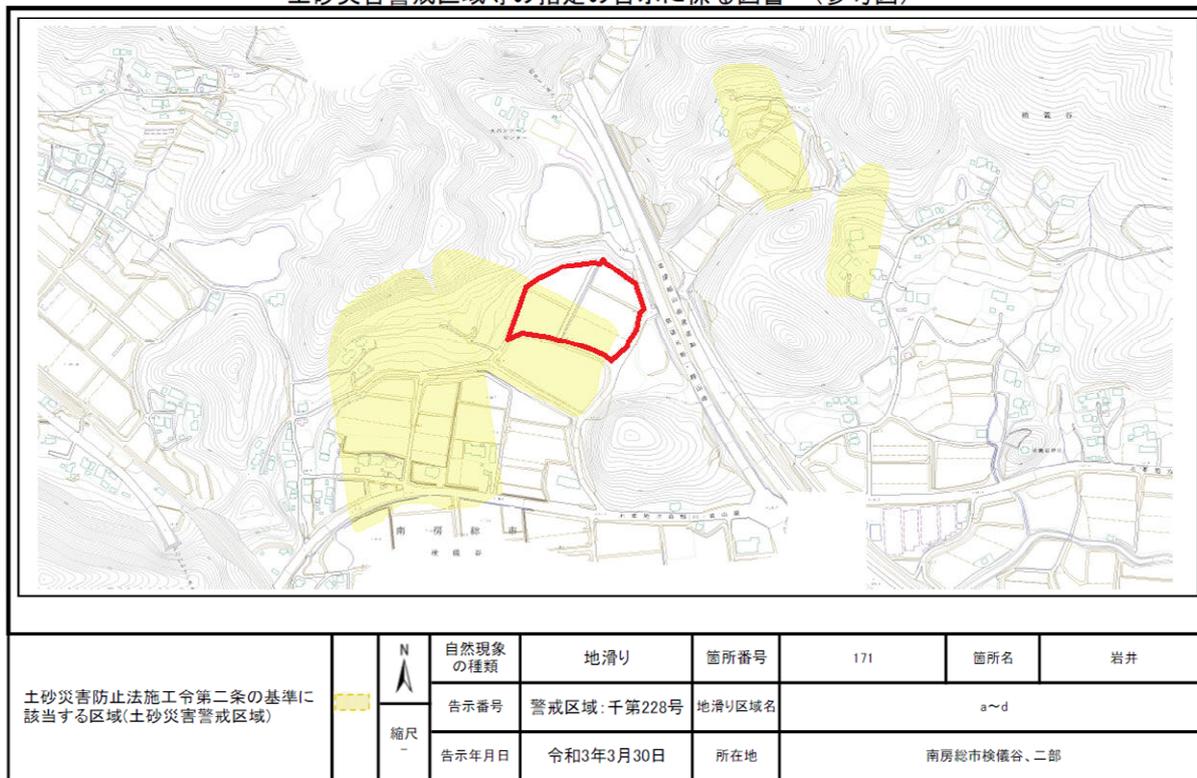
事務局：南房総市 建設環境部環境保全課 施設係
〒299-2492 千葉県南房総市富浦町青木 28 番地
電子メールアドレス：kankyo@city.minamiboso.lg.jp
電話番号：0470-33-1053

別紙1 計画地案内図



出典：Copyright(c) NTT空間情報 All Rights Reserved
 図 建設予定地の位置図

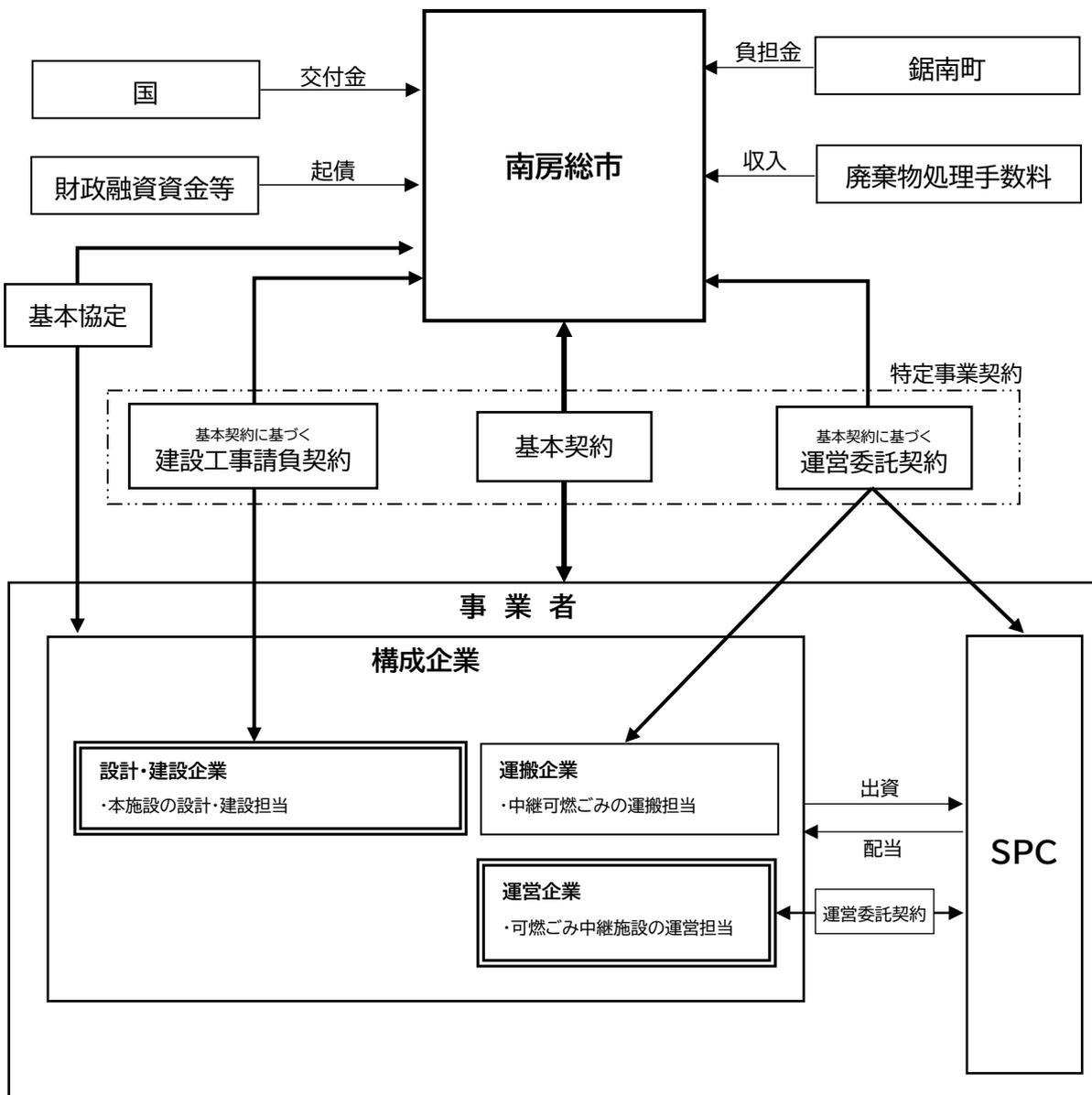
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書（参考図）



出典：土砂災害警戒区域等の一覧（南房総市）No. 864 南房総市検儀谷、二部
 図 土砂災害警戒区域図

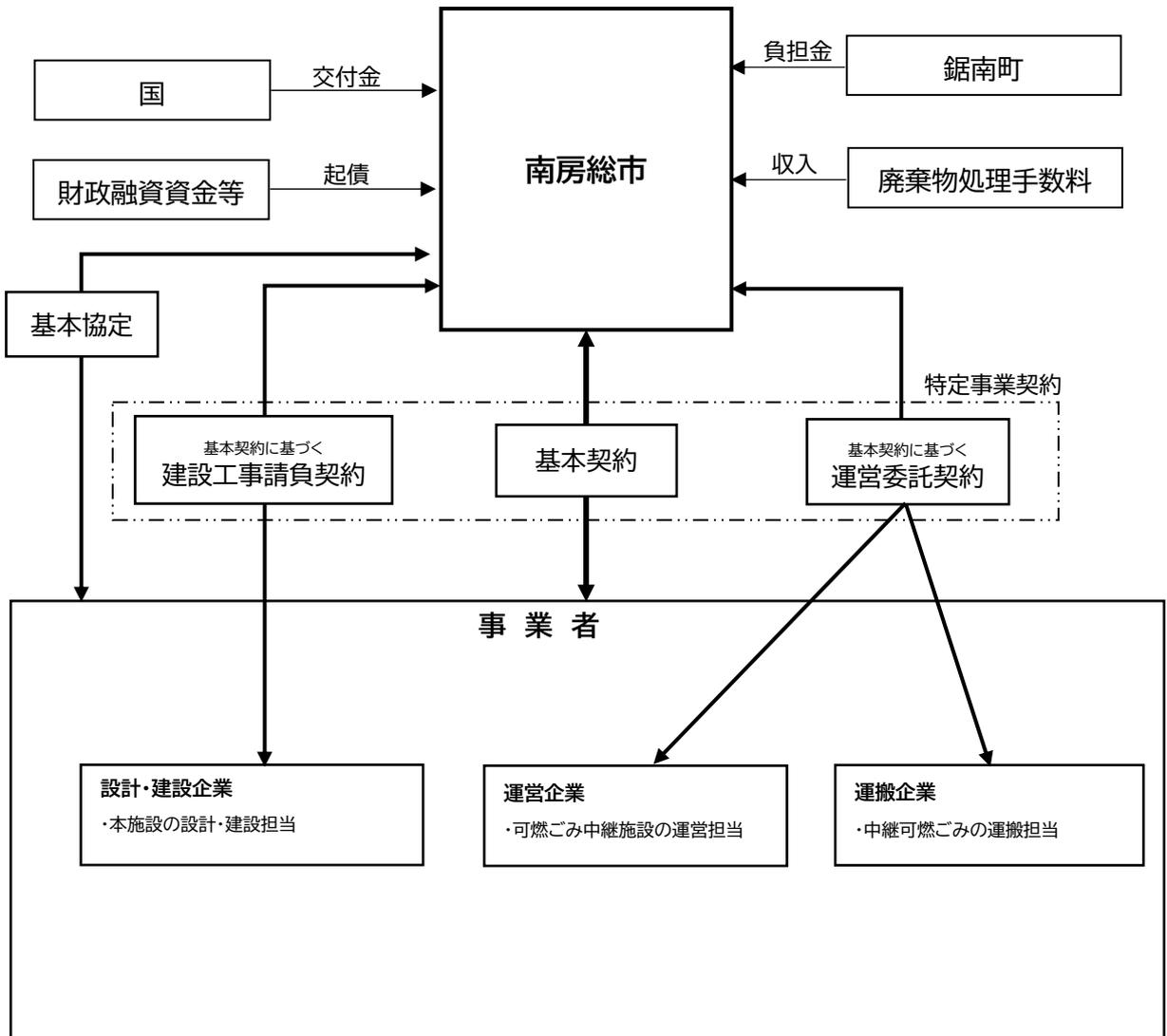
別紙2 事業スキーム図

(1)SPC を設立する場合



※ 構成企業のうち二重線で囲われた企業は、SPCへ出資する構成員とします。それ以外の企業については、SPCへ出資しない協力企業でも可とします。

(2)SPCを設立しない場合



別紙3 予想されるリスク及び本市と事業者のリスク分担表

表1 本事業における官民リスク分担（○：主分担 △：従分担）（1/2）

リスクの種類	リスクの内容	負担者		
		本市	事業者	
共通	募集リスク	○		
	応募費用リスク		○	
	契約リスク	○※1	○※1	
	政策変更リスク	○		
	法制度リスク	本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更に関するもの（税制度を除く。）	○※2	
		上記以外で、本事業のみならず広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの（税制度を除く。）		○
	税制度リスク	事業者の利益に課される税制度の新設・変更に関するもの		○
		上記以外の税制度の新設・変更に関するもの	○	
	許認可リスク	発注者の事由による許認可の取得遅延	○	
		上記以外による許認可の取得遅延		○
	住民対応	本事業の実施に関する住民意見へ対応が必要となった場合	○	
		発注者が実施する業務に起因して住民意見へ対応が必要となった場合	○	
		上記以外に関する住民意見へ対応が必要となった場合		○
	第三者賠償リスク	発注者の事由による事故によるもの	○	
		上記以外の事由による事故によるもの		○
	不可抗力リスク	戦争、風水害、地震等その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲を超えるもの	○※3	△※3
	環境リスク	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		○
	金利リスク	金利基準日以降に発生する基準金利の変更によるもの	○	
		上記以外の金利変動によるもの		○
	用地瑕疵リスク	発注者があらかじめ提示した事業用地の情報・資料から合理的に想定できる地質障害や地中障害物等		○
上記以外の地質障害、地中障害物等		○		
物価リスク	物価変動によるもの	○※4	△※4	
事業中止・延期・遅延リスク	発注者の事由による事業の中止・延期・遅延	○		
	上記以外の事業の中止・延期・遅延		○	
性能リスク	要求水準未達によるもの（施工不良を含む。）		○	

表1 本事業における官民リスク分担（○：主分担 △：従分担）（2/2）

リスクの種類		リスクの内容	負担者	
			本市	事業者
整備	測量・調査リスク	発注者が提示した測量・調査の不備	○	
		上記以外の測量・調査の不備		○
	設計遅延・設計費の増大リスク	発注者の事由による設計の完了遅延・設計費の増大	○	
		上記以外の事由による設計の完了遅延・設計費の増大		○
	設計変更リスク	発注者事由による大幅な計画・設計変更等	○	
		上記以外の事由による大幅な計画・設計変更等		○
工事遅延・工事費の増大リスク	発注者の事由による工事遅延、工事費の増大	○		
	上記以外の事由による工事遅延、工事費の増大		○	
運営	遅延リスク	発注者の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの	○	
		上記以外の事由による維持管理・運営開始の遅延に関するもの		○
	什器・備品管理、車両管理リスク	発注者の事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難	○	
		上記以外の事業期間中における什器・備品等の破損・紛失・盗難		○
	コンテナ運搬車（可燃ごみ）等更新リスク	発注者の事由によるコンテナ運搬車等 ^{※5} の更新・追加・減車	○	
		上記以外の事由によるコンテナ運搬車等 ^{※5} の更新・追加・減車		○
	契約不適合リスク	事業契約に規定する契約不適合責任期間中に見つかった施設瑕疵		○
		事業契約に規定する契約不適合責任期間後に見つかった施設瑕疵	○	
	業務内容変更リスク	発注者の事由による業務内容変更	○	
		上記以外の事由による業務内容変更		○
	維持管理費・運営費増大リスク	発注者の事由による維持管理費・運営費の増大	○	
		上記以外の事由による維持管理費・運営費の増大		○
	施設損傷リスク	発注者の事由による施設の損傷	○	
		上記以外の事由による施設の損傷		○
可燃ごみ中継施設の管理運営リスク	発注者の事由又は発注者業務において善管注意義務を果たせていない場合	○		
	上記以外の事由によるもの		○	
資源化施設及び計量棟の管理運営リスク	発注者の事由又は発注者業務において善管注意義務を果たせていない場合	○		
	上記以外の事由によるもの		○	
ごみ量の変動	搬入されるごみ等の量の変動によるコスト負担の変動	△ ^{※6}	△ ^{※6}	

可燃ごみの運搬 リスク	発注者の事由による運搬量等の未達	○	
	上記以外の事由による運搬量等の未達		○
可燃ごみの受入 先リスク	発注者の事由による受入拒否等	○	
	上記以外の事由による受入拒否等		○
情報流失リスク	発注者の事由による個人情報の流出	○	
	上記以外の事由による個人情報の流出		○

- ※1 不正行為を除きそれぞれが発生した費用を負担する。(議会で承認されなかった場合も含む。)
- ※2 法制度変更により生じる費用の合理性で判断する。(例) 新たなリサイクル関連法が施行され、施設において選別工程の変更や選別作業の増加が生じ、設備改造や人員増加など明らかに当初契約時に見込まれていなかった費用負担が生じたときなど。
- ※3 不可抗力については、一定程度までは事業者が負担し、それ以上は本市が負担する。(例) 設計・建設費の1%までは事業者負担、年間の運営委託費の1%までは事業者負担など。
- ※4 建設費は物価指数等に連動した建設費変動規定によることを想定する。維持管理・運営期間中の物価変動は一定の範囲までは民間事業者が負担する。詳細については、入札公告時に示す。
- ※5 コンテナ運搬車等には、車両及びコンテナ本体が含まれる。
- ※6 搬入されるごみ等の量の変動は、固定料金及び変動料金の2料金体制を採用することにより対応し、計画ごみ量に対して著しい変動があった場合には、本市、事業者との協議とする。